事 務 連 絡 令和 2 年 2 月 2 8 日

都道府県 各 指定都市 中 核 市

障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

共同生活援助事業所における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止のための対応について

共同生活援助事業所の利用者等(共同生活援助事業所の利用者及び職員をいう。以下同じ。)に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について(令和2年2月24日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)」でお示ししているところであるが、医師及び看護師の配置が必須となっていない共同生活援助事業所における感染拡大を防止する観点から、下記により、必要な対応の徹底を図られたい。ついては、管内市町村及び事業所等に周知を図られたい。

記

共同生活援助事業所においては、従来、協力医療機関等を定めるよう求めて きたところであるが、利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、 事態に迅速に対処できるよう、事前に協力医療機関等とも連携するなど、「高 齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのよう な対応を行うべきか十分検討いただくとともに、職員間で共有し、事業所内で の周知、徹底を図ること。

・高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

(担当)

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室 地域移行支援係

TEL: 03-5253-1111 (内線 3045)